



資源回収インセンティブ付与の要件

- ① 自動車リサイクル法上の解体業・破砕業の許可を受けている事業者であること
- ② 資源の回収を行うに当たって具体的な手法が確立していること
- ③ 資源を回収した車台について自動車リサイクルシステム上の移動報告を適切に行うこと
- ④ 再資源化の実施に当たり自動車リサイクル法その他関連法令に基づいた適正な処理を行っていること
- ⑤ ASR になるものとして想定していない車内ごみ等の廃棄物やフロアマット等を解体自動車に含めることでASR重量を増すような行為を行わないこと。



コンソーシアム構成者の役割

	構成者	役割
1	解体業者	・解体自動車等から有用な資源を回収する
2	破砕業者	・解体業者が有用な資源を回収した解体自動車を適切な形で引き取り破砕する役割を有するとともに、破砕後に有用な資源を回収する
3	回収部品 引取業者	・解体業者が回収した資源（部品）を適切な形で引取り、当該資源の異物除去、粉砕、洗浄等加工し、原材料メーカーへ運搬する
4	原材料 メーカー	・解体業者や破砕業者が回収した資源を適切な形で引取り、当該資源を利用して再生材料を始めとした原材料を製造し、当該原材料をその利用者に対して供給する
5	管理会社	・コンソーシアムの管理会社として、実効性があり資源が確実に引き渡されるような作業体制・運搬・管理体制を構築する ・コンソーシアムを管理する代表者又は責任会社として、当該管理会社がコンソーシアム内や自動車製造業者等（ASR チーム）との調整を行う



制度開始までの流れ

提案書提出

- ・コンソーシアムの構成、回収素材、資源回収率等
- ・関係許可証受領

書類審査

- ・提案書等を内容確認

現地審査

- ・TRC（管理会社同行）で現地確認（解体業者、破砕業者、回収部品引取業者、原材料メーカー等）

内部契約書受領

- ・コンソーシアム契約締結（管理会社、解体業者、原材料メーカー等）
- ・エビデンスとして写しを受領

委託契約締結

- ・TRCと管理会社による委託契約の締結
- ・認定までの間に紐付作業等を実施

認定・搬入開始

- ・契約締結後に認定
- ・認定通知書発行



資源回収インセンティブ料金表

・解体業者向け

カテゴリー	資源回収率											
	2%	4%	6%	8%	10%	12%	14%	16%	18%	20%	～	50%
I	¥150	¥300	¥450	¥600	¥750	¥900	¥1,050	¥1,200	¥1,350	¥1,500	～	¥3,750
II	¥100	¥200	¥300	¥400	¥500	¥600	¥700	¥800	¥900	¥1,000	～	¥2,500
III	¥70	¥140	¥210	¥280	¥350	¥420	¥490	¥560	¥630	¥700	～	¥1,750

※カテゴリー別車両は全部再資源化と同様となります。下記リンク先をご参照下さい。

https://www.toyotsurecycle.co.jp/asr/assets/car_list.pdf

・破砕業者向け

現在差配連絡している豊通リサイクル(株)地区担当者にお問い合わせ下さい。



資源回収率(例)

	部品	具体的品目	回収有無		
1	バンパー	前後	○	○	○
2	内装	J-FAR実証での推奨10点	×	○	○
3	サイドガラス	運転席、助手席、後部座席左右	×	×	○
J-FAR実証での推奨10点 ABCDピラー、ドアスカッププレート、カーゴトレイ、テールゲートライニング カウルサイドトリム、シート下トレイ、コラムカバー			2～4%	6～8%	10～12%

バンパーを回収した場合・・・・・・・・・・・・・2～4%
バンパー、内装を回収した場合・・・・・・・・・・・・・6～8%
バンパー、内装、サイドガラスを回収した場合・・・・10～12%

※一例であり車両や部品回収条件等で上記の回収率になるとは限りません



注意事項

1. 資源回収率は解体業者毎に設定致します。
回収部品合計重量 ÷ ASR基準重量 = 資源回収率となります。
2. 資源回収率はコンソーシアム契約前に回収トライを実施して頂き決定致します。カテゴリーI～IIIの車両各15台程度からの回収を予定しております。
3. 設定した資源回収率は1年間使用致します。
翌年度に前年度の実績を元に資源回収率を変更致します。
4. バス、トラックについては検討中です。お待ち下さい。